

改正後の補助に係る各審判を 適切に選択・利用可能とするための対応

令和8年7月
法務省民事局

- 1 補助に係る各審判の必要性の要件**
- 2 必要性の消滅による制度利用の終了**
- 3 改正後の補助の制度の内容の周知・広報**

現
行
の
制
度

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		成年後見人	
支援の内容	特定の行為の代理 【民法876条の9】	法定の重要な財産行為のうち家庭裁判所が定めた特定の行為の取消し 【民法17条】	特定の行為の代理 【民法876条の4】	法定の重要な財産行為をいずれも取消し + それ以外の行為のうち家庭裁判所が定めた特定の行為の取消し 【民法13条】	包括代理 【民法859条】	日常行為以外の行為の取消し 【民法9条】

適用範囲の拡大

廃止

見
直
し
後
の
制
度

対象者の能力	不十分		(欠く常況)
制度	補 助		
支援を行う者	補助人		特定補助人
支援の内容	特定の行為の代理 【新民法11条】		法定の重要な財産上の行為のうち家庭裁判所が定めた特定の行為の取消し 【新民法9条】 法定の重要な財産行為をいずれも取消し+それ以外の行為のうち家庭裁判所が定めた特定の行為の取消し 【新民法10条】

選択可能

1. 補助に係る各審判の必要性の要件①

○ 改正後の補助の制度においては、補助に係る各審判の要件として「必要性の要件」を設けている。

(参考) 第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、（中略）との指摘などがされている。

国は、（中略）こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

※ 「必要性の要件」が問題となる主な場面

- ・ 補助人に代理権を付与する旨の審判
- ・ 補助人の同意を要する旨の審判
- ・ 特定補助人を付する旨の審判

1. 補助に係る各審判の必要性の要件②

○ 補助人に代理権を付与する旨の審判の必要性

ここでの「必要があると認めるとき」とは、補助人に対して、特定の法律行為について代理権を付与することが、本人を保護するために必要であることを意味すると解される。

具体的には、その特定の法律行為について、その法律行為をするか否かを検討する必要があること及び第三者によって法律行為をする必要があることを内容とする。

（民法（成年後見等関係）部会資料33—2・14頁等参照）

1. 補助に係る各審判の必要性の要件③

○ 包括的代理権を廃止したことに伴って検討すべきこと

本人の法的課題に応じ、必要な権限を適切に選択して申立てをする必要がある。

補助の制度を利用する動機となる法的課題との関係で、複数の代理権が必要である場合には、一回の申立てにより、複数の代理権の付与を求めることもできる。

必要な権限を適切に選択して申立てをすることができるようにしていく、実務上の取組が重要である。

(令和8年6月9日参議院法務委員会質疑内容等参照)

1. 補助に係る各審判の必要性の要件④

○ 補助人の同意を要する旨の審判の必要性

ここでの「必要があると認めるとき」とは、審判の対象とされた特定の行為を取り消すことができることとしておくことが必要であることを意味していると解される。

具体的には、対象となる特定の行為について、本人が当該行為をすることが可能であること及び本人が利害得失を理解し、検討することなく当該行為をする危険があることを内容とすると考えられる。

（令和8年5月20日衆議院法務委員会質疑内容、民法（成年後見等関係）部会資料33－2・15頁等参照）

1. 補助に係る各審判の必要性の要件⑤

○ 特定補助人を付する旨の審判の必要性

ここでの「必要があると認めるとき」とは、本人を保護するため、法定の重要な財産行為をいずれも取消し可能としておくことが必要であることを意味していると解される。

具体的には、本人が、外形的に法律行為とみえる行動をとる可能性があり、かつ、その利害得失を理解し、検討することなく、法定の重要な財産行為に該当する不利益な行為をする危険があることを内容とすると考えられる。

また、本人が不利益な取引として、どのような行為をするかを的確に予測することができる場合には、当該行為について補助人の同意を要する旨の審判を受けることで足り、特定補助人を付する旨の審判を利用する必要はないと考えられる。

（令和8年5月20日衆議院法務委員会質疑内容、民法（成年後見等関係）部会資料33－2・16頁等参照）

2. 必要性の消滅による補助の制度の終了

- 「必要がなくなつたと認めるとき」との要件は、補助の制度を利用することによる保護の必要がなくなつたことを意味している。

補助に係る各審判の必要がなくなつたかどうかは、個別の事案における具体的な事情に即した家庭裁判所の判断によるものであるが、補助に係る各審判をした際の保護の必要性と対照し、本人の精神の状況、生活状況、親族や自治体等からの支援の状況等を踏まえ、その保護の必要性がなくなつたかどうかを判断すると考えられる。

補助に係る各審判の必要がなくなつた場合の例として、遺産分割に対応するために補助の制度を利用して補助人に遺産分割の代理権が付与された事案では、その遺産分割が終了した場合が想定される。

(令和8年5月20日衆議院法務委員会質疑内容等参照)

3. 改正後の補助の制度の内容の周知・広報

(現時点で予定しているもの)

- 改正後の補助の制度の内容を法務省ウェブサイトに掲載
- 改正後の補助の制度の内容を記載したポスター・パンフレットの配布
- 各種研修などにおいて改正後の補助の制度の内容の説明

現状・課題及び論点

現状・課題

- 民法等改正法によって、後見及び保佐の制度が廃止され、補助の制度に一元化され、本人にとって必要な範囲で制度の利用が可能となり、また、成年後見制度において成年後見人が包括的な代理権を有する仕組みは存在しなくなった。
- 民法等改正法によって、保護の必要がなくなったと認められる場合には、制度利用の終了が可能となった。
- 本人の自己決定をより尊重するとの民法等改正法の趣旨を踏まえた上で、本人の保護が不十分にならないように適切に制度が利用される必要がある。

論点

- 改正後の補助に係る各審判を適切に選択・利用可能とすることに向けて、効果的な周知・広報を行うことを含め、どのような対応が求められるか。